

活用業務制度について

平成19年5月11日

総務省総合通信基盤局

1. 制度の概要

(1) NTT法

平成13年の法改正により、NTT東日本・西日本は、地域電気通信業務等に加えて、一定の要件を満たせば、総務大臣の認可を受けて、地域電気通信業務等を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う業務(=活用業務)を営むことが可能となったもの。

※認可の要件

- ① 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

NTT東日本・西日本の
県間通信業務への進出

(2) 「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(活用業務認可ガイドライン)

NTT法の認可に係る行政手続の運用方針を明確化するものとして、平成13年12月に策定。

2. これまでの実績

申請内容	申請日	認可日
(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化 (NTT東西)	平成14年11月	平成15年2月
(2) 「兵庫情報ハイウェイ」構築に係る県間専用線サービスの提供 (NTT西)		
(3) 法人向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定 (NTT東西)	平成15年8月	平成15年10月
(4) 固定電話発着-050IP電話着の県間伝送に係る料金設定 (NTT東西)		
(5) 固定電話発着-携帯電話着の県間伝送に係る料金設定 (NTT東西)	平成16年1月	平成16年3月
(6) 集合住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定 (NTT東西)	平成16年4月	平成16年7月
(7) 地方公共団体等に対する行政区域-異行政区域間におけるデータ伝送サービスの提供 (NTT東)		
(8) 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定 (NTT東西)	平成16年11月	平成17年1月
(9) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域-異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供 (NTT西)	平成18年6月	平成18年9月
(10) 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定(NTT東西)	平成18年9月	平成18年11月

認可の基準

1. 「地域電気通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないこと
業務の収支見込み、活用する設備・技術・職員等を考慮して審査
2. 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」がないこと
「地域電気通信市場における競争の進展状況」「ボトルネック設備との関連性」について重点的に考慮し、「おそれ」の程度を評価

NTT東日本・西日本に対し、公正な競争を確保するために必要な以下に掲げる具体的措置の提出を求める。

公正競争を確保するための7つのパラメータ

- ① ネットワークのオープン化-----ゲートウェイの開放等
- ② ネットワーク情報の開示-----ハード・ソフトのインターフェースの開示等
- ③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保-----OSSの開放等
- ④ 営業面でのファイアウォール-----バンドルサービスの提供の禁止等
- ⑤ 不当な内部相互補助の防止-----会計の分離等
- ⑥ 関連事業者の公平な取扱い-----コンテンツ事業者、ISP等との提携条件の公表等
- ⑦ 実施状況等の報告及び公表-----①～⑥の措置の実施状況、収支状況等の報告

「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度に応じ、これら措置の十分性・有効性につき、新規業務ごとに判断

公正な競争を確保するために必要と認めるときは、これら措置に加え、追加的な措置の実施を求める(条件を付して認可)

1. 実施状況等の報告・公表の根拠

- (1) 活用業務認可ガイドラインにおいては、活用業務認可後においても新たな市場において公正な競争が確保されているか注視するため、NTT東西に対し、「(パラメータに掲げる)各種措置の実施状況並びに新たな業務の収支状況及び利用状況について、定期的に総務大臣に報告するとともに、これを公表すること」を求めている。
- (2) ガイドラインを踏まえ、NTT東西は、これまでの活用業務認可申請に当たり、自ら講ずる措置として「(パラメータに掲げる)各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである」旨申請書に明記している。

2. NTT東西から総務省に対する報告

- (1) 毎年9月末までに、NTT東西より総務省に対し、活用業務の実施状況等について報告が行われている。
- (2) 報告においては、認可済みの各活用業務について、次の①～⑦の事項に関し、実施した措置又は実績数値等が記載されている。
 - ① ネットワークのオープン化
 - ② ネットワーク情報の開示
 - ③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性
 - ④ 営業面でのファイアウォール
 - ⑤ 不当な内部相互補助の防止(会計の分離等)及び収支状況
 - ⑥ 関連事業者の公平な取扱い
 - ⑦ 利用状況
- (3) 上記①～⑦の各事項については、添付資料により、その根拠等が説明されている。

3. NTT東西による公表

- (1) NTT東西より総務省に対して報告のあった活用業務の実施状況等については、NTT東西のWebサイトにおいて公表されている。
- (2) ただし、添付資料のうち、次の資料については、「経営情報等を含むため公表を差し控えさせていただきます」とされている。
 - ・「営業面でのファイアウォール」に関する措置についての社内資料（社内通達及び社員向けパンフレット）
 - ・費用(収益)項目別一覧（電気通信事業会計規則の営業費用の科目に従って数字を記載しているもの）

4. 総務省における報告内容の検証

総務省においては、NTT東西から報告があった内容について、NTT東西からのヒアリングを実施すること等により検証を行っている。

1. 「競争セーフガード制度」の運用

- (1) 総務省は、本年4月に「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- (2) 「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」においては、
 - ・ 活用業務認可条件をNTT等に係る公正競争要件として位置付けた上で、実態上の違則行為がないか否か、追加的な措置が必要か否か等について検証すること
 - ・ 活用業務認可申請に当たってNTT東西が公正な競争を確保するために講じることとした措置の遵守状況についても、併せて検証すること
 - ・ これら検証は、毎年度実施すること
 - ・ 検証の対象となる各事項について、事前に意見公募及び再意見公募等を行うこと等を明記。
- (3) 「競争セーフガード制度」は本年度より運用する予定であり、これにより、活用業務の実施状況等について、よりオープンな形での事後検証を定期的に行うこととなる。

2. 「活用業務認可ガイドライン」の見直し

- (1) 総務省においては、「新競争促進プログラム2010」に従い、本年夏を目途に活用業務認可ガイドラインの見直しを行う予定。
- (2) これまで認可した活用業務に関する具体的問題点や、IP化の進展等を踏まえた活用業務制度運用上の留意事項について、昨年12月より2度にわたってパブリックコメントを実施。
- (3) パブリックコメントでは、NTT東西が県間部分の業務のみの会計を分離している現状に対する意見や、NTT東西の子会社等における営業面でのファイアーウォールの確保の必要性に関する意見等が提出されている。
- (4) これら意見を踏まえつつ、活用業務認可ガイドラインの見直し案を早期に作成し、当該見直し案について改めてパブリックコメントを行う予定。

<参考> 活用業務認可ガイドラインの見直し

- IP化の進展等に伴い、NTT東日本・西日本による新たなサービス(FMC*1、NGN*2を利用したサービス等)提供の可能性
*1 FMC(Fixed Mobile Convergence):固定・移動融合サービス *2 NGN(Next Generation Network):次世代ネットワーク
- 平成13年の活用業務認可制度施行後5年を経て、同制度の運用に係る事例が蓄積(現在までに10件のサービスについて申請・認可)

- これまでの同制度の運用状況や、今後NTT東日本・西日本が提供することが予想されるサービスを踏まえ、競争事業者等から、IP・NGN時代において同制度を適確に運用していくためのガイドライン見直しを求める意見
- 「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月公表)において、NTT東西とNTTドコモの連携に係る公正競争要件の確保に係る基本的考え方を整理し、平成19年夏までにガイドライン見直しを行うことを明記

「新競争促進プログラム2010」(抄)

2. 具体的施策

(2) 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

(d) NTT東西とNTTドコモの連携に係る公正競争要件の検討

NTT東西とNTTドコモの連携によるFMC(Fixed Mobile Convergence)サービスの提供については、当事者であるNTT東西及びNTTドコモの申請を踏まえ、**活用業務認可制度の認可手続の中で、当該サービスの提供に係る公正競争確保のための要件について検討を行う。**

なお、政策の予見可能性を高める観点から、**当該案件に係る公正競争要件の確保に係る基本的考え方を整理し、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(01年12月)の見直しを07年夏までに行う。**

活用業務認可ガイドラインの見直しの実施